

日本標準職業分類の適用範囲について

1. 日本標準産業分類における考え方（先行事例）

- ・ 基本的には、標準分類の通りの分類表を使うのが望ましい。
- ・ その際、例えば、工業統計調査であれば、製造業部分だけを使うとか、標本数の関係で、大分類だけ使用する、などは問題ない。
- ・ また、細分類の下に独自に細々分類を設定するのも問題ない。
- ・ 問題は、分類項目を併合、細分化する場合の扱い。
- ・ 今の考えは、「一定の範囲の変更であれば、それは、標準分類と見なす。

しかし、その範囲を超えた場合、それは標準分類を使用しているとは見なさない。」

統計法に言う、「統計基準」を使用しているとは見なさない。

基幹統計調査、一般統計調査とも、実施計画の審査において、了承が必要。

許される「一定の範囲の変更」とは何か？

- ・ 大分類レベルでは、分類項目の併合、分割はしてはいけない。
- ・ 中分類レベルでは、同じ大分類項目内であれば、中分類項目の併合、又は中分類を構成する小分類を振り分けての中分類の分割・新設は構わない。
- ・ 小分類、細分類レベルでも、考え方は中分類レベルに同じが、細分類の場合、分割は任意にできる。
- ・ ただし、細分化と併合を繰り返すと、全く異なる分類体系ができてしまうことから、同一の箇所において、細分化と併合を行ってはいけない。

2. 職業分類の場合、表現の問題

日本標準職業分類では、上記の産業分類の考えを踏襲する。ただし、職業分類では細分類はない。

(1) 産業分類の場合の原文

大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる。

(2) 改正案

日本標準職業分類の分類表に関して、以下の範囲内の使用は、日本標準職業分類の適用の範囲内とする。

- ・ 分類表の一部の分類項目のみを使用する。
- ・ 小分類項目の下に細分類項目を設ける。
- ・ 中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目を分割し、同一大分類項目内に、新たな中分類項目を新設する。又は、同一大分類項目内において、いずれかの中分類項目を集約する。
- ・ 小分類項目に関して、同一中分類項目内で分割を行う。又は、同一中分類項目内において、いずれかの小分類項目を集約する。
- ・ ただし、同一の分類項目に関して、新設及び集約を同時に行わない。